

選択履修の幅の拡大—音楽科の課題と展望—

伊 野 義 博

目 次

1 はじめに	15
2 カリキュラム開発者としての教師への期待	15
3 学校文化における規範の変容	17
3.1 近代性と現代性の並存	17
3.2 現代的視点	18
4 教育内容選択の視点と範囲	19
5 選択教科音楽の歴史の変遷	19
5.1 授業時数	19
5.2 設置の意図と授業時数削減の背景	20
5.3 実践場面における授業時数	21
5.4 内容	23
6 現状と展望—内容設定及び活動の組織—	24
6.1 内容の現状	24
6.2 展望	25
7 おわりに	28

1 はじめに

中学校では、現行学習指導要領が全面実施され、すでに3年目を迎えている。今次改訂の柱としての個性の伸長と自己教育力の育成は、選択履修の幅の拡大という形になって実践されている。

選択教科としての音楽が、今回ほど大きく位置づけられたことはこれまではなかった。今や中学校の音楽科について語る時、必修教科と同様に大きな存在となりつつある。その是非も含め、あるべき姿について考察することは、大変重要なことと考える。

本論では、選択履修の幅の拡大の背景を「学校文化の規範の変容」として捉える中で、求め

られる選択教科像を希求する。その上で選択教科「音楽」の史的考察および現状分析を通して、課題と展望を浮き彫りにしたい。

2 カリキュラム開発者としての教師への期待

現代は構造変革の時代といわれ、政治、経済、社会のすべてにおいて大きな変化を迎えまたゆらいでいる。それと呼応するように教育においても、自由化、多様化、個性の重視、などが叫ばれ、生涯教育体系への移行とともに、社会の変化に主体的に対応できる人間の育成が望まれ、結果として、学校教育の中・高等教育における多様化路線やカリキュラム編成の弾力化、そして各学校に根ざしたカリキュラム編成が強く求められるようになってきた。

選択履修の幅の拡大はこの意味において中学校の教育課程を組織する上で、最も中核となる活動であり、現代の教育のニーズを典型的に反映したものとなっている。

現行学習指導要領の授業時数の波型表示や選択履修の幅の拡大により、教育課程の弾力的運用が以前に増して可能になり、各学校は教育課程の編成において独自のカラーを出せるようになってきた。指導要領の実際が教育課程の基準を依然示しながらも、授業時数の設定や特に選択教科の内容設定においては「各学校の判断に委ねられること」¹⁾になったわけである。

この変化は教師にとっては、大変重要な意味をもつ。これまでは基本的に「教科」の枠が設定され、学習指導要領によって示された基準に準拠した教科書をよりどころに指導計画を立て、日々の授業を行なうのが一般的な形であった。ところが選択教科に関しては、教育内容やともすれば教科の枠から白紙の状態を始めなければならないわけであり、戸惑いも大きい。選択教科については各学校が主体的に考えていくべきものとされ、「選択制のパターンなどについて、文部省としてガイドラインのようなものを示す考えは」なく、「各学校はまわりを気にせず、自主性をもって取り組む」²⁾ことが強調されている。

このような状況は、教師に対してこれまで以上にカリキュラム開発者としての能力の育成を要求するものであり、この意味において選択履修の幅の拡大は日本の教師に大きな課題を投げかけていると言えよう。教科書がないという状況でどのような授業を組み立てるのか。本来ならば、教育に携わっているものにとって、これほど魅力的な作業はない。

しかしこれまで必修教科中心の中で、教科書やその指導書を参考に授業実践を行ってきた教師にとって、実際この作業は困難を極めることであろう。土田³⁾によれば新潟県下の中学校音楽科の指導計画のうち全体の60%の学校が教科書会社の指導書を活用している。

教師は、例えばある一定の教育内容に対する

各題材の学習指導案の作成や、年間の学習指導計画の構成に関しては、日々の実践における作業であり、専門的な力量をもっていると言える。しかしながら教育内容自体を白紙の状態から企画する場合、より多くの時間と研究が必要となる。

加えて社会の変化に主体的に対応できる生徒を育成するという今次改訂のテーマを生かすには、人類が獲得してきた過去の遺産のみを扱い、それらについての定型化された見方や考え方を教えるだけでは不十分であり、言わば未来志向型の授業構成をせまられる。

学習指導要領では、例えば国語科においては、課題学習、総合的な学習、表現の能力を高める学習などの学習活動、音楽科においては表現及び鑑賞の能力を高める学習、総合的な学習、課題学習、創造的な表現活動などの学習活動という大まかな示唆が伺える。これらの示唆は選択教科の内容設定において有意義な観点を与えてはくれるが、たとえば音楽科の場合、総合的な学習はともかく、表現及び鑑賞の能力を高める学習や創造的な表現活動は、学習指導要領に具体的に示された内容であり、課題学習は学習の方法面での提示である。従って、これらだけで選択の内容を設定する観点となるには大きな不安があり、実質的には前回(52年)のように、学習指導要領の内容を発展的・応用的に扱うという発想に落ち着くケースが多くなることが予想される。つまり、必修教科の内容をもっと深めたい、集中的にしたい、という意味合いにおいて内容をピックアップする方法である。内容設定に対してもっと幅の広い別な観点を導き出す必要があろう。

そのためには、そもそも今次改訂の基盤となった、社会構造や文化全体の変質の実体と意味に対する問い直しがせまられる。なぜならば、社会の変化に主体的に対応する力の育成をめざし、そのための教育内容を決定し組織するには、現在我々を取り巻く社会や文化の構造変化を的確にとらえ、そこから変化の本質や物の見方への対応を学ぶことが最良の道と考えるからであ

る。

3 学校文化における規範の変容

3.1 近代性と現代性の並存

現代社会の構造変革を学校文化という側面からとらえるならばそれは「規範の変容」という言葉で表されよう。本章ではこの事実を「音楽」に焦点を当て、特に音楽を「聞く」ということに対して人間の思考がどう変化してきたかを、渡辺⁴⁾と国安⁵⁾の論考をもとに考察する。そしてその結果から今次教育課程改訂の窮兇ともいえる選択教科の内容設定について、我々にとって必要な観点を導きだしたい。

さて渡辺は、現代の音楽の聴取のあり様が、精神性や解釈を基本とした近代的聴取の「真面目な」態度が崩壊し、音そのものを楽しむ「軽やかな聴取」への方向へと移行しつつあることを指摘している。

ヨーロッパでは19世紀になると今日でいうところの「クラシック」と「ポピュラー」に相当する2つの音楽文化が区分され、静まり返ったホールの中で、音楽と真向かいになって聞こうとする演奏会のモラルが確立される。

音楽を聞くことに対して「真面目に……すべきである」という論理ができあがると同時に、「識者が〈ミーハー〉を説得するという形で〈真面目派〉／〈娯楽派〉という関係が〈高級〉／〈低級〉という差別に置き換えられる」⁶⁾。この考えは日本にも取り入れられ、日本の精神風土とマッチすることでより強固なものとなってきたことは否めない。深淵な精神性を表現するクラシック音楽を真摯に鑑賞する態度が賞賛され、大衆音楽は表面的で低俗と捉えられるようになった。音楽教室に掲示される作曲家の肖像はこの考え方の反映と言えよう。学校で音楽鑑賞教室が開催される場合、教師最も大きな関心は〈生徒が静かに鑑賞するか〉ということになる。

しかし、音楽に対するこのような聞き方は20世紀になると変化の様相を呈してくる。複製技術の台頭は音楽を聞く態度に大きな変化をもたらし、演奏会場でしか聞けない非日常の音楽が

言わば日常的なものとししめられるようになってくる。サティの家具の音楽に見られるような発想は、「軽やかな聴取」を生むとともに、十九世紀の「真面目な聴取」すなわち「～せねばならない」「～でなければならない」という聞き方から開放され聴衆は「〈解釈〉にとられることなく音そのものの戯れを無心に楽しむことになる」⁷⁾。

渡辺はこのような現象を「音の復権」ととらえ、このような聞き方すなわち「子どもの耳にかえる」ことにより、解釈することによって音楽を聞き取ること続けてきた人間の耳がいつしか忘れてしまった音を素朴に聞き取る感性を復活させ、新たな文化創造への豊かな可能性を生み出すものとしめくくっている⁸⁾。

現代の文化状況は、近代的な物の見方と平行する形で現代的な考え方が共存しているといつてよいであろう。(資料1)

さてこのような社会や文化構造の変化は教育に直接関係してこよう。音楽科においては、現行の学習指導要領の中で創造的な自己表現活動やつくって表現する活動、即興的な表現活動が重視されてきた。そこでは、従来の機能と声中心の音楽のみならず、生活や環境の中にある音に注目し、子ども達が自己の感性にもとづいて自由に音楽をつくりだす活動も望まれている。

また日本の伝統音楽や世界の民族音楽の学習も重要視され、音楽科の扱う音楽の対象はあらゆるジャンルを越え、環境音をも含めたすべての音へと拡がりをもってきている。例えば民族音楽教材一つとっても、各々の民族の音楽は千差万別であり、加えて対応する社会構造や音楽の捉え方も異なる。「真面目な聞き方」のように「音楽はこのように聞かなければならない」という一元化された学習観は根本から考え直さなくてはならなくなっている。

音楽は真面目な精神性や機能的側面からのみで捉えられることから開放され、環境や社会をも含めたトータルな存在として捉えられるようになろうとしている。反面音楽科には従来の「真面目な聴取」も根強く存在し、「音楽の聞き方に

ついて」体系化された形式や和声、思想や精神性を重視し、倫理性と共存しながら美しく表現しようとする学習態度は学校音楽の根本思想のように思える。

筆者のこのような態度を否定しているわけではない。しかし現代の社会や文化構造の変化は、すでにそのような手法や考え方を越えており、あらたな規範を生み出そうとしている。そしてそうであるかぎり、十九世紀的な音楽の見方のみで教育を推し進めていくとしたら学校文化と社会との乖離はますます進み、人々の学校からの離脱現象はますます増大していくであろう。

加えて重要なのは、学校社会というものが変化を模索しながらも、その模索は主として従来の規範、すなわち近代という物差しの中での悶々とした葛藤であるという事実であり、結果として社会の変化、そしてそれとともに子どもの変化に対して学校の変化のスパンが長く遅くなってしまふ事実である。

現在の学校を取り巻く多くの問題はこのように「……であるべきだ」という近代性と軽やかな聴取に見られるような現代性との並存からくる摩擦の結果ととらえることができる。「学校は行くべきだ」という従来の理解に対して「学校へ行かない自由もある」という主張が大きくなりつつある。教師主導型の授業から子ども中心の授業に対するある種のとまどい、個性を生かし支援を大切にしたい授業へのベテラン教師の素朴な疑問はこのような範疇でとらえることができる。校則の問題、制服の問題なども同様である。

このように近代と現代の並存関係という視野からみた場合、選択教科に関する近代性とはすなわち、勉強とはこうあるべきだ、教科とはこうあるべきだ、授業はこうでなくてはならない、という規範であろう。選択教科が個性を伸長し、社会の変化に主体的に対応できる人間を希求するかぎり、その内容設定における根本的な考え方も近代から現代への変化を見据える中で、現代的な眼を持つ必要を感ずる。

3.2 現代的視点

それでは、選択教科に対する現代的な視点とは何か。次に国安の論考に沿って考察しよう。国安は音楽に対する「軽やかな聴取」のように、自由に音楽を享受しようとする態度は「極端な主観主義に基づいて」おり、あらゆる音楽を聞きたいように聞くという聞き方、すなわち多様な音楽に対する多様な聞き方を意味するものの、「我々は必ずしもそのような多様な聞き方をしているとは言えなく、むしろどの音楽に対しても同じような聞き方で接し」、結果として音楽に即した聞き方の多様さも失ってしまうことを危惧している。⁹⁾これは重要な指摘であり、ここに現代の聴取の落とし穴がある。

音楽を好きなように聞く（この裏にはきらいなものは聞かない）というのは大変楽な行為だが、結局は自由という言葉を隠れみのにしながらか、自己の好き嫌いに基づく全く主観的な聞き方であり、多様な聞き方という言葉とはうらはらに自分の都合のよいようにしか聞くことができないう矛盾を抱えることになる。

その結果「耳の弾力性を奪うばかりでなく、音楽に対して自己を閉ざす閉鎖性=孤立化、そして人間への閉鎖と自己疎外」へとつながってゆくことになる。¹⁰⁾

この意味においては、授業者としての教師に対しても同じ問題が投げかけられている。例えば生徒の個性を重視するということで無批判な授業を展開したり、興味関心を重視する意味をはきちがえ、生徒の好きな内容を選択し、その活動に終始するとしたら、その授業は現代の病に侵されているとあって良い。

選択教科自体が現代的な発想の産物であるかぎり、ある意味でその危険性をも内包している。選択履修の幅の拡大はその危険性となり合わせになりながら、未来志向の授業を求められていることを意味する。

ではその危険性を排除する方法はあるのか。

現代の病理現象である、主観主義、そしてそれから生ずる自己疎外を克服するためにはどう人間はどうすべきか。国安は芸術に焦点を当て

て次のように主張を続ける。それは「言うまでもなく、自己中心的立場から転じて、他者に向かって自己を開き、他者の言葉を聴いて応答する〈関係の世界〉に立つことが必要である。」「我々と芸術との間に対話を回復することである」と。音楽をただ単に聴きたいように聴く一方通行的な接し方をやめ、自己を解放し主体的に音楽に接することを通じて、音楽からの反応に素直に耳を傾け、それを共通のものとしながら再び新たな自己を形成してゆく。渡辺の言葉を借りれば「子どもの耳にかえる」¹¹⁾ことである。子どもの感性は大人の既製概念にこだわることなく、音を素朴に聴き取る作業となる。

これを選択教科の学習に例えるならば、興味・関心を土台としながらも、単に好き嫌いの範疇で対象に臨み、最初から自分の枠を設定し、そのレベルで学習を終えるのではなく、子どもの文化や自由で素直な感性を大切にしながら、自己を解放し、対象に語りかけることによりその反応を自分のものとする活動となる。すなわち学習する対象に対して既成の知識で防御するのではなく、興味・関心を土台にしながら素直に自己に解放し、子どもの文化に立ち返り心を開き語りかけることにより、対象からの反応を受けとめ、友人や先生との対話のなかで新たな自分を発見し自己を高めていこうとする態度や方法を学ぶ作業である。これが現代的な視点と考える。従って学習の対象は既成の教科観や教科枠にとらわれることなく、日常的な思いや自然環境、社会現象など人間との関わりにおけるすべての事実をまでその範囲を拡大しそこから出発すべきであろう。つまり、自然や人間のいとなみに関する事項をトータルにとらえ、学習することになる。

4 教育内容選択の視点と範囲

このような考えに基づいた時、選択教科の内容は次のように例えば整理される。(資料2)

中央に核になる視点が示され、その周囲を自然・環境、地域・社会・生活、民族、歴史などの文化的な観点が囲む。

試しにこの中央に音楽という教科を入れてみる。この場合いわゆる国語や数学など、既成の教科を選択教科としたケースとなる。もっともオーソドックスなケースとしては、従来の学習指導要領の内容に沿った設定で、それらを発展的、応用的に扱おうとする合唱や合奏の授業などである。この考えは基本的に前回の学習指導要領の選択教科の内容設定となる。

しかしながら、この視点のみの設定では選択教科本来の意味合いは薄れる。図はさらに拡散的に指向される。例えば「数学の歴史についての学習発表会」のようなテーマは、図の右側の歴史的部分との関連において各々とらえることができる。

あるいは理科において「科学の目で身のまわりを調べてみよう」という題材では「何げなく見過ごしている身近な事物、現象が、科学の法則に貫かれていることに気づく」「様々な資料を分析し、より良い人間社会の実現のために考え判断する」¹²⁾というねらいのもとに活動がなされる。子どもの耳や目で物事を捉えようとする学習となる。

また、核になる視点は必ずしも、教科でなくともよい。

滋賀大学教育学部附属中学校では、「琵琶湖学習」という総合学習を設定し「琵琶湖の人々とあゆみ」「近江の文化」「琵琶湖の産業」「琵琶湖の自然」「琵琶湖の課題」という5つの分野とさらにそれらを細分化した18の分科会から構成した学習内容を組織している。この場合図の中央の核になる視点には、地域の代表的な湖〈琵琶湖〉が入り、この琵琶湖を中心に生徒はあらゆる角度から人間の営みを学習することになる。¹³⁾

5 選択教科音楽の歴史的変遷

以上、選択教科についての筆者の基本的な考えを整理した。本章では選択教科音楽の史的考察を通してその課題を整理する。

5.1 授業時数

資料3は、中学校の必修教科と選択教科の授業時数の変化を音楽科に焦点を当て、学年毎に示したものである。生徒の履修する教科を必修教科と選択教科に分ける考え方は、すでに昭和22年の学習指導要領（試案）に見られる。当時の選択教科は、「習字」「外国語」「職業」及び「自由研究」であり、音楽科はこの範疇にない。また、生徒選択を基本としながらも、学校として生徒の希望を考慮しながら決定することを認めている。授業時数は各学年とも年間140時間を越えない範囲とされ、その内訳は学校に任されている。¹⁴⁾

昭和26年の第1次改訂では、選択教科は「外国語」「職業・家庭」「その他の教科」とされ、依然音楽科は必修教科として位置づけられている。また、年間の最低及び最高時間数が示され、音楽科は各学年とも70～105時間（週あたり2～3時間）となる。

音楽科が必修教科に加え、選択教科としても位置づけられたのは、昭和33年の第2次改訂が最初である。この改訂では、3年生の必修教科の時数が35時間（週あたり1時間）に削減される反面、各学年年間35時間（週あたり1時間）の選択音楽の履修が可能となる。

昭和44年の学習指導要領では、音楽科は選択教科から除外される。しかも、前回削減された必修教科の授業時数は回復されることなく、ここでまた、実質的な授業時数の減少となる。

昭和52年の第4次改訂では、音楽科は再び選択教科の中にも取り入れられ、外国語を除き、3年生の「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」「その他特に必要な教科」において、年間35時間（週あたり1時間）を選択することになる。

この時の選択方法は、平成元年の改訂時に2年生にそのまま引き継がれ、3年生では新たに「国語」「社会」「数学」「理科」が加えられ、履修教科の幅が大きく増加する。また、今次改訂の特徴は、これまで選択教科の年間の標準授業数が外国語105、その他の選択教科が35とされていたのに対し、外国語が105～140、その他の選択教科が年間35時間以内の当該選択教科の目的

を達するのに必要な時間とされ、時間数の弾力化が行われたことである。しかしながら、2年生の必修教科としての授業時数は35～70時間（週あたり1～2時間）と波形表示され、必修音楽の時間数は戦後最少となる。

5.2 設置の意図と授業時数削減の背景

昭和22年の選択教科（科目）は、習字、外国語、職業及び自由研究であった。これらは基本的には生徒選択を本来の姿としたこと、習字を除く3教科は全く平等な時間配当であること（35～140時間）、職業科目は必修で課せられるものより、いっそう深いことを学ぶこと、自由研究は「青年の自発的な活動のなされる余裕の時間として、個性の伸長に資し、教科の時間内では伸ばしがたい活動のために」¹⁵⁾設置されたこと、などから、選択教科のねらいが、後年生ずる進路のためのものというより、生徒の個性を生かすことに重点が置かれていたことがわかる。

26年の学習指導要領になると、この表現は多少の様変わりを呈してくる。必修教科が元来、生徒全体の「共通の必要」を満たすために設置されたのに対し、選択教科は、生徒の「個人的必要」を満たすために考慮されたものであることが述べられている¹⁶⁾。外国語の時間が大幅に拡大（140～210時間）され、職業・家庭（105～140時間）と明確に区別されたことなどからは、この「個人的必要」とは、生徒の個性伸長というより、進路・特性に応ずるための必要性と考えることができる。すなわち、生徒が中学校を卒業後、どのような進路を向かうかにより、主として3学年時に選択教科に当てうる時間を拡大し、多様な選択を可能にしようとするものである。

この解釈は、33年の改訂時により鮮明になる。つまり、当時、「中学校卒業者の半数余りは、高等学校に進学し、半数弱は就職または家事に従事する。」¹⁷⁾ことから、生徒の進路・特性に応ずる教育が意図され、進学希望者に対しては、数学や外国語を学習する必要のある者としてこれ

らの教科を選択させ、卒業後就職する者または家事に従事する者に対しては農業、家庭科など職業に関する教科を選択させ、「職業生活または家庭生活への準備的な教養について、その基礎的なものを身につけさせる」¹⁸⁾ようにした。一方音楽・美術科については、これほど明確な設置意図は感じられない。生徒の卒業後の進路というよりも、「進路・特性に必ず教育を第3学年で強化するために、芸術関係教科の必修時間数が、現行よりも減少している。」¹⁹⁾という事実や、「生徒の特性に応じて選択履修できるようにした」というねらいからは、実質的には、必修の芸術教科の時数は、他の選択教科の時数を生み出すために削減され、選択教科へと変貌させられたという見方が妥当であろう。

この考えは、次の44年の改訂において、音楽、美術が、完全に選択教科からはずされ、外国語と農業、工業などの職業に関する教科とに2分されたことで完結する。すなわち、「わが国の選択制は、中学校から登場するがそれは生徒の進路との関係で考えられている。つまり、選択教科群は進学する生徒によって選択される教科と就職する生徒によって選択される教科とに分けられる」²⁰⁾という基本である。

一方、昭和52年になると、選択教科開設の趣旨の転換が図られる。教育課程審議会の報告によれば、選択教科については「大部分の生徒が高等学校に進学するという実態からみてその必要性は従前に比べて少なくなっている」という論と「生徒の興味・関心や特性に必ず教育を進めるためには現行より多少拡充する措置をとるべき」²¹⁾という論があり、この二つの間で検討が行われたことがわかる。その結果後者の意見が採用される。

また、選択の教科数も拡大され、生徒の個性を伸長するために「興味・関心が顕著に現われる実技教科」²²⁾すなわち「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」が新たに加えられた。

興味・関心を重視し、個性を伸長するための選択教科の設置意図は、基本的に平成元年の第5次改訂においても踏襲される。

以上の事実を整理すると選択教科設立の趣旨は次の3点に要約される。

- ・当初、生徒の個性を生かすことにあった。
(昭和22年学習指導要領～昭和26年学習指導要領)
- ・しだいに、個性よりも、進路との関係で捉えられるようになった。
(昭和26年学習指導要領～昭和44年学習指導要領)
- ・しかし、高等学校への進学率が高まるにつれ、この考えは消滅し、生徒の興味・関心を生かし、個性の伸長を意図したものとなってくる。

一方、音楽科に目を転じてみれば、次のことが言えよう。

(昭和52年学習昭和要領～平成元年学習指導要領)

- ・選択教科としては、昭和33年の改訂に初めて登場する。これは教科の必要性というより、むしろ他教科の時数を生み出すための、必修教科の音楽時数削減の結果である。
従って、次の改訂では、設置を認められていない。
- ・ところが、興味・関心・個性重視の立場から、近年他の技能教科とともに、再び選択教科として位置づけられるようになってきた。

こうしてみると選択教科としての音楽の地盤は大変脆弱であり、時の教育観に大きく左右されているといえる。音楽科が必ずしも選択教科として確固たる地位を得ていない事実は、将来の教育課程改訂において、再び削除される可能性を意味する。

5.3 実践場面における授業時数

以上、システムの上で選択教科音楽の変遷を外観してきた。それでは、教育の実践現場では、実際どれほどの時間が確保され、授業が行われてきたのだろうか。ここでは、音楽が選択教科に取り入れられた昭和33年の学習指導要領以降における事実関係を記述する。

5.3.1 昭和33年度学習指導要領

当時文部省は、「中学校選択教科運営委員会」を設置し、週時間の作成にあたって、第3学年の参考例を示している²³⁾。これによれば、学校規模により、実に多様な選択教科開設の可能性を見ることができる。

ところが、システム上はそうであっても、実際は、「当時の必修時間数は、音楽が2・2・1時間、美術が2・2・1時間だったために、各学校ともこの必修に選択の時間を加え、音楽、美術とも2・2・2時間として教育課程の編成をしたのが全国的傾向であった²⁴⁾」という証言からは、選択教科が、教育課程の中において、生徒の進路・特性という本来の趣旨を生かされず、学校選択という形を取りながら、実質的には必修教科と同様の扱いを受けていたことが明確になる。このことは、音楽科の授業時数という観点だけでなく、学習指導内容においても、必修教科の体裁を保っていたことを示す。実際のところ、学習指導要領に提示された音楽科の「内容」を見れば、その量は1、2年と比較し、3年が考慮されているわけではなく、指導計画作成の上でも無理が生じていたわけである。

5.3.2 昭和52年度学習指導要領

文部省は、昭和56年の全面実施の年から62年までの7年間にわたって、中学校教育課程編成状況調査を行っている(資料4、ア～ウ)²⁵⁾。この資料に基づいて、この間の選択教科の開設状況を見てみよう。

資料4ーア

- ・ 全面実施初年度は、86.8%であった選択教科開設率は、57年度以降大幅に伸び、全国のほとんどの学校で実施されるようになった。
- ・ その教科数の内訳はどの年度も、1教科が全体の約5割を占め、次に4教科、3教科、2教科の順になる。
- ・ 1教科開設数は、57年度には増加したものの、その後少しずつ減少の傾向にある。

- ・ 一方、4教科開設数は、年を追う毎に増加し、各校がより多くの教科数開設に努力していることが伺える。

資料4ーイ

- ・ 1教科開設の内訳を見ると、音楽が最も多く、ついで美術、保健体育、技術家庭となっている。
- ・ 音楽を選択する学校が少しずつではあるが、増加傾向にある。

資料4ーウ

- ・ 2教科開設では、音楽・美術の組合せが最も多く、若干の推移はあるものの、全体の6割近くを占めている。
- ・ 2教科開設のうち、音楽を選択している学校が、常に8割を越えている。

資料4より

- ・ 4教科の教科ごとの開設率の推移を見ると音楽が最も多く、ついで美術、保健体育、技術家庭の順になっている。特に音楽においては62年度では、66.6%にまで上昇している。

以上の結果から次のことが言える。

- ・ 52年学習指導要領の実施経過からは、選択教科はほとんどの学校(62年度99.5%)で実施されるにいたったことがわかる。しかし、その内訳を見た場合、4教科の開設は年々増加傾向にはあるが、全体の3割弱(62年度29.6%)とどまる一方、1教科選択が常に全体の半数を占めている。1教科選択とは、実質学校選択であり、形の上では選択教科となっはいるものの、必修教科の授業と何ら変わることはないことを意味する。つまり、この時の選択開設状況は、1教科を学校選択にし、実質選択教科の体裁をなさない学校と、可能な限り選択教科を開設した学校に大きく2分極化される。選択履修の幅拡大の趣旨は理解しながらも、設備、人員の不足等により思うような開設ができなかった状況が推察される。
- ・ 音楽科に焦点を当てると、4教科の中では最も重視されている。これは音楽や美術の

必修時間が、保健体育や技術家庭よりも少ないこと、「校内合唱コンクールなんかを取りいれて、全校合唱をやることによってだんだんと生徒の気分が落ち着くし、目の色も変わってきて、みんなと一緒にやればこんなに他楽しいのかということによって学校が変わってきた。」²⁶⁾などの報告にあるように、音楽の持つ集団の特性が学校組織の中において依然強力に必要とされていることなどが背景であると考えられる。

5.3.3 平成元年度学習指導要領

元年度学習指導要領は、平成5年度から全面実施となっている。この間の、音楽科の状況については全日本音楽教育研究会、東京都中学校音楽教育研究会、文部省及び和光大学の梅原を中心とした研究グループの調査²⁷⁾などの資料により明らかになっている。

これらを総合すると次のような傾向が伺える。

- ・学習指導要領の全面実施にともない、選択教科の設置校が急速に拡大していること。

第3学年においては、選択の開設は当然のことであり、第2学年においても、いずれの調査も5割に近い開設率となっている。前年度（平成4年度）からの伸びを考えれば今後さらに増加するものと思われる。

- ・これとはうらはらに、第2学年では、週あたり2単位時間の必修教科としての音楽を設置する学校は減少傾向にある。
- ・一方、選択教科における音楽の開設率は高く、例えば全日音研の全国調査²⁸⁾によれば、選択を開設している学校のうち、音楽を選択教科に含めている学校は3学年で85%（前年度81%）、2学年で81%に昇り、各学校が選択教科として音楽を採用しようとしていることがわかる。

選択教科の増加にともない、必修教科としての音楽は減少している反面、選択教科内では、音楽科が重要視されていることがはっきりする。

現実にこれだけ実施されている選択教科は、中学校の教育課程では重要な位置を占めはじめており、音楽科としても、その立場について研究し、性格を明らかにしてゆく必要がある。

5.4 内容

選択教科音楽の内容について、学習指導要領には次のような記述が見られる。

(1) 昭和33年学習指導要領

「選択教科としての音楽の時間においては、各学年の内容に示したものをより深めるとい取扱をする。深めるべき内容としては、すべての領域にわたって行うのもよいし、生徒の特性に応じて器楽や創作の面に重点をおいてもよい。」²⁹⁾とされている。

(2) 昭和52年学習指導要領

「第3学年における選択教科としての音楽においては、生徒の特性等に応じて、合唱又は合奏の喜びを深く味わわせるため、地域や学校の実態を考慮して、各学年の内容に示したもののうち、適切なものを選び、これを一層深めて取り扱う。」³⁰⁾

(3) 平成元年学習指導要領

「第2学年及び第3学年における選択教科としての音楽の内容においては、生徒の特性に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容について、表現及び鑑賞の能力を高める学習、総合的な学習、課題学習、創造的な表現活動などの学習活動を各学校において適切に取り扱うものとする。」³¹⁾

昭和33年では、基本的に学習指導要領の内容のすべての領域を対象にし、これらを深めることが、基本的な姿勢であった。この結果選択音楽の時間は「実質的には増加単位として受け取られ、内容的には必修教科目としての音楽となら変わることはない指導が実施」³²⁾されることになる。

昭和52年の改訂ではこの考え方は大きく変化し、合唱や合奏などの表現活動に焦点が当てら

れ、表現活動の深い喜びを体験させ、必修音楽では深めることの無理な深いものを追究する場として、発展的、応用的なものとして考えられるようになった。また、「一つのを深く追求し、より高い音楽表現を目指す活動を展開する」「年間を通じて合唱あるいは合奏だけをおこなってもよい」³³⁾という文言からは、内容を限定し、時間をかけて表現を練り上げる学習が期待されていることが伺える。

これに対して、平成元年の改訂では、学習指導要領の内容に基づきながらも、生徒の特性等に応じ総合的な学習や課題学習など、多様な学習活動が期待されてくる。例えば具体例として、次のような学習内容が提案される。³⁴⁾

- ・歌唱中心に構成する。
- ・歌唱から発展させたオペレッタづくりをする。
- ・器楽中心に構成する。
- ・パーカッション・アンサンブルを構成する。
- ・鑑賞中心に構成する。
- ・日本音楽の鑑賞と実演で構成する。
- ・即興表現の活動を取り入れて構成する。
- ・課題研究を中心に構成する。

このような、内容の変化や音楽学習に対する多様なアプローチ法の提示は、今次学習指導要領の重点である、個性の伸長や、創造的な表現活動をはじめとした、昨今の音楽に対する幅広い見方が反映しているものと思われる。

6 現状と展望—内容設定と活動の組織—

本章では、選択教科「音楽」の内容に焦点を当て、現状分析を通して問題点を整理するとともに、内容設定についての視点、すなわち「現実存在する選択教科としての音楽」において「教育内容をどう設定し、どのような活動を組織して行くべきか」をこれまでの論考を基に導き出す。

6.1 内容の現状

現行の学習指導要領における選択音楽の内容

については、これまでになく多様化していることは前に述べてきた。ここでは、その実際をさらに具体的に探り、実践されている「内容」について以下の資料をもとに明らかにしたい。

- ・文部省『中等教育資料 9月号臨時増刊 No.622』平成5年
- ・全日本音楽教育研究会中学校部会『平成4年度 教育課程資料』『平成5年度 教育課程資料』東京都中学校音楽教育研究会『教育課程「音楽科」編成の実態並びに編成の動向に対する調査』

6.1.1 中等教育資料

資料5は、平成3・4年度文部省による中学校教育課程研究指定校及び選択履修の幅の拡大に関する調査研究指定校全58校の報告³⁵⁾から、選択教科音楽の内容に関する記述のある24校を選出し、一覧したものである。

これらの学校はいずれも文部省の研究指定を受けた学校であり、教育課程あるいは選択履修に関する先進的な学校を見なすことができる。この分類からは、選択音楽の内容について次の傾向が判明する。

- ・表現や鑑賞の活動が中心となっており、従来の音楽科の領域構成〔表現（歌唱・器楽・創作）、鑑賞〕を基本的に踏襲している。
- ・表現活動では、合唱や合奏が中核をなし、課題学習や創造的な表現活動、総合的な学習は「ライブラリーをつくろう」「オリジナルオルゴールを作ろう」の2例を除いては見られない。従ってこの意味においては前学習指導要領の選択教科の内容（合唱・合奏）に対する考えの延長上にある。
- ・扱われる音楽は西洋音楽が中心であり、日本音楽をはじめ、民族音楽や他のジャンルの音楽は少ない。

6.1.2 調査資料

6.1.1の資料は全国的な傾向を示すとはいえ、事例はわずか28例で、これだけで教科の内容に関して断定はできない。次に東京都中学校音楽

教育研究会の調査³⁶⁾(資料6)をもとに考察しよう。

この調査から次のことがわかる。

- ・ 選択音楽の履修内容においては、表現や鑑賞の能力を高める学習が中核になっている。
- ・ 表現の能力を高める学習では合唱活動が最も多く(75%)次いで器楽活動(31%)、アンサンブル活動(25%)となり、従来の合唱、合奏を中心とした考えが根強いことがわかる。
- ・ 学習指導要領で新しく提示された総合的な学習や創造的な表現活動も見られるようになってきた。
- ・ 課題学習では、グループや個人による演奏発表の機会を設ける学校が多く見られる一方、調査・研究学習は少ない。

以上これらの結果を総合すると、次の傾向が判明する。

- ・ 従来の学習指導要領の内容、すなわち表現と鑑賞活動の延長上にある。
- ・ 具体的には、合唱や器楽表現、鑑賞などの内容が断然多く、必修教科の学習指導要領内容を焦点化し補充、発展、応用することになる。他教科と比較した場合にも変化が乏しい。
- ・ 一方、新しく提示された総合的な学習や創造的な表現活動なども見られるようになってきている。
- ・ これらの傾向は、必修教科としての境界線が曖昧であり、選択教科としての独自性を主張するには、まだ弱いように思える。

さらに今回、新たに表現及び鑑賞の能力を高める学習(A)、総合的な学習(B)、課題学習(C)、創造的な表現活動(D)、など多様な学習が期待されている。これらは内容レベルにおけるもの[A、B、(D)]方法レベルにおけるもの[C]活動レベルにおけるもの[(D)]等にも解釈され、レベルの混同を生み、内容としての新たな観点となるには不十分に思われる。

このような中で、選択音楽の性格、そして内容設定の問題は大きな課題として浮かび上がってくる。

6.2 展望

3章及び4章において、選択教科における基本的な立場と内容設定の大枠を示した。この考えに立ち、選択教科「音楽」の展望についてその位置づけ、内容設定の視点及び学習活動について具体的に提示する。

6.2.1 選択教科音楽の位置づけ

選択教科音楽はどのように位置づけられるべきなのであろうか。

(1) 生涯学習体系の中で

第1は今後学校教育が生涯教育体系の枠組みの中に急速に取り入れられていくであろうという予測である。急激な社会変化に対応するために、これからの学校は文化財の伝達機能のみの役割を見直し、学習者が生涯を通し学習を続けるために、言わば学習の仕方を学習する場として期待されている。選択履修幅の拡大はこのような現代的な課題を克服するため、個性の伸長、自己教育力の重視を具現する形で、中学校における言わば目玉として登場している。

従って、選択教科を学習するということは、学習者が生涯にわたって、自分の周囲に登場するであろう音の環境や音楽現象について、それを積極的に受けとめようとする態度や視点を持つことになる。そのためには、日常生活や自然環境、社会現象など、音楽のとらえ方を必修教科の表現・鑑賞という設定から離れもっと拡大し、その上で自分や人間にとっての関わりとしてとらえてゆく必要がある。

(2) 音楽に対するとらえ方の変化

第2に「音楽に対するとらえ方」の変化があげられる。

2章で論じたように音楽に対するとらえ方は大きな変化を見せている。学校で扱おうとする音楽のスタイルやジャンルが大きく拡大しており、これまでの西洋の機能と声を中心とした

いわゆる学校音楽的な教材だけではなく、ポピュラー音楽はもちろん、民族音楽、現代音楽、さらには周囲にある自然環境の音まで音楽科として扱うことが不自然でなくなってきた。また、これに従い、音楽教育に対する考え方も音楽を美しく表現したり、精神性や機能的側面から鑑賞したりするのみでは、対応できなくなり、音楽のもつ意味や背景、そして音楽に付随する様々な現象までも広くとらえて学習する必要がでてきた。「音楽における異文化理解」や「文化としての音楽」の学習の必要性が叫ばれ、近年音楽を社会的にとらえることも盛んに行なわれている。

これらは、音楽をそのみの独立した存在として受けとめるのではなく、人間の行為と深く関係し、人間がつくりだした文化全体の脈絡の中で自然・環境、地域を社会生活、民族や歴史的な視点など、他の様々な（音楽以外の）要素と深くつながりながら存在すること。そしてそのための学習を示唆している。

(3) 自己・人間の営みと音楽に関する事項をトータルに学ぶ

このように選択履修幅の拡大が、学校教育の生涯教育体系への移行を見越す中で、自己教育力や個性の伸長を希求し、今次改訂の中学校における中心課題として登場した限り、選択教科音楽にできることは、あるいはすべきことは、こうした音楽科における現代的な教育課題を積極的に取り上げ、学習活動に結び付けることであろう。また、こうして見てきた、音楽科の課題や音楽に対する見方の変化を具体化するには、総合学習や課題学習などが積極的に推奨され、他教科との合科的学習や教科の枠を取り払った学習がより可能な選択教科での実践が最も適しているものと思われる。

音楽を人間の営みの中で、トータルな存在としてとらえ、自分や人間にとっての音楽の意味を考えながら生涯音楽に関わっていこうとする主体的な態度や方法を学習することが選教科音楽に求められてくる。

2) 内容設定の視点

以上の考えに基づき、選択教科としての音楽の教育内容を設定する上での視点や範囲を示したのが資料7である。この資料は、音楽を中央に核として設定しながら、民族・歴史・他芸術・メディア・地域などの文化的な観点との結び付きにより内容設定を試みたもので、先に示した資料2の音楽版となる。

各々のフレームの脇に、深く関連した内容の視点例を示した。中央に必修音楽を位置づける。基本的にはこれまで学習指導要領に見られた表現・鑑賞・創作・理解などの領域設定がしてある。その周囲に狭義の選択音楽の領域を設けた。現在選択教科音楽においてもっとも多く実践されている合唱や合奏、音楽の鑑賞活動を中心としたもので、必修教科では深められないもの、より追求したい内容など、必修教科の発展応用的な内容である。

そしてその周囲の観点と音楽との結び付きがこれからの選択教科の内容として今回特に設定したものである。これらの分類は現在まだ必ずしも満足したものではなく今後改良の余地があるものと考えている。

矢印に従って進み、例えば左下の環境というフレームと結び付くとする。音楽と自然あるいは環境との結び付きにおいて学習活動を展開することになる。例えば周囲の音環境破壊の実態調査や報告、あるいはもっと積極的に音環境の整備などの学習が考えられる。地域というフレームと結び付くならば、家庭や近所のお年寄りからわらべうたなど埋もれた歌を調査する活動などが考えられる。収集した歌を楽譜にしたり編曲して合唱するなどとなると、図の矢印は再び中央の音楽に戻る。さらに例えばギターの新弦の振動数と音程の関係を調べるなどは他教科、この場合は理科の実験と深く結びつくであろう。

これらの各々の観点は互いにこれとこれという二つの関係だけではおさまらないことも多いであろう。三角関係になったり、あるいはそれ以上の関係も当然生じてこよう。図中に「例」と示した矢印に従って考察する。例えば「ある

民族の音楽の歴史を調べて発表する」学習は、この3つの関係、即ち音楽・民族・歴史の各視点がトライアングルになったときに成立し、この視点から音楽を総合的にとらえることになる。

教師にとって選択音楽の内容を設定する際、表現・鑑賞という従来の枠から飛び出し、音楽を核にしなが、人間の営みに関する事象をトータルにとらえ、生徒の興味・関心を重視する中で幅の広いおおらかな視点を持つことが必要になる。また生徒の選択した学習がその中でどのように位置づけられてくるのかを常に意識しながら学習活動を推し進めていくことが大切である。

6.2.3 期待される学習活動

さて、選択教科音楽の内容がこのように捉えられるようになれば、そこにあらわれる生徒の学習活動も多種多様なものがみられるようになるであろう。

音取りからパート練習、そして合唱練習、呼吸法の練習から音階練習、そして合奏練習などのように従来の表現追求学習にみられた典型的な授業パターン概念では計れなくなってこよう。活動の「場」も「音楽室」という固定した場所にこだわることなく、図書館での文献研究、あるいは技術室における楽器制作、学外での音の採集などへと拡がり、「体験」「調査」「制作」「情報収集」「実験」など様々な活動を通して音楽を学習することになる。これら予想される学習活動を資料8のように分類してみた。

学習活動のタイプは基本的に活動の「場」によって分類される。もちろんここで使用した、音楽室や理科室、あるいは学内、学外という用語は、あくまでも分類の典型としての「場」であって、学習活動が必ずそこで行なわなければならないというような意味合いではない。

図は大きく、学内、学外そしてステージの3つの「場」に分かれる。学内型と学外型は学習の過程において、ステージ型は学習の中間発表や終盤のまとめの段階に主として行なわれる活

動とみなしている。

学内型はさらに音楽室、理科室、技術室、図書館のタイプにそれぞれ分かれる。これらの各々は活動の内容によって性格が異なる。音楽室型は、合唱表現や器楽表現、あるいは音楽鑑賞、曲づくりなど、これまでの音楽の授業の内容を深化、発展させる活動となるだろう。現在もっとも多いタイプである。

音のでる原理や仕組み、楽器の構造について実験、観察、それに基づいた楽器分類などの活動は理科室型に属する。また、楽器を作るなどの学習は技術室型に分類した。図書館型では主として作曲家についての調査や楽曲の理解、あるいは音楽の歴史に関する学習など、文献研究が中心になる。話し合いの活動もここに入れた。

学外型は、主として参加や体験を目的とする地域型と調査・情報収集の活動が中心であるフィールド型に分類した。例えば地域の伝統行事に参加したり、伝統音楽を体験したりする活動が地域型となる。また、わらべ歌を収集したり、地域の伝統行事などを調査し、記録するなどの活動がフィールド型となる。

ステージ型は、学習の中間や終わりの段階で、主としてまとめの意味合いにおける活動である。そこでは、調査した内容の発表や音楽的な交流(交換会)、演奏会などが行なわれる。レポートなど報告書としてまとめることもここに入る。

このように、これからの選択音楽の学習においては、これまでに見られない活動、あるいは、必修教科において補助的に見られていた活動が大変重視されてくる必要があると考える。また、大切なのはこれらの活動がすべて生徒が主体になって展開されるものであり、生徒が中心になって動いたときに始めて成果のでるものばかりであるということだ。生涯、音や音楽に積極的に関わっていくための基本的な態度と学習法の育成ということもできよう。

教師は題材の指導計画の中に、これらの活動を有機的に仕組みながら、授業を構成する必要がある。

さて、選択音楽の内容設定と活動について、筆者なりの視点を示してきた。随分広範な内容であるが、肝心なのは内容設定において、音楽科の扱う範囲をこれまでより広く考え、文化的な脈絡を重視しながら、資料7から一つあるいは数個の音楽とのつながり、具体的には矢印のいくつかになるが、それを取りだし、資料8の多様な活動を範疇にいれながら、現段階でできる限り最も適した学習活動を構成した授業を考えてゆくことであり、この内容や活動のすべてを扱うという意味ではない。学習者が音楽観を拡大しながら、音楽に対する基本的な見方や考え方を学ぶことが重要であると考え。

7 おわりに

本論は、現実に行われている選択教科音楽の存在基盤を明かにし、教科「音楽」としての今後の方向性を示すことにあった。しかしこれは、音楽という教科が選択教科であることを認め、それを推し進めていくことでは毛頭ない。筆者は音楽科があくまでも必修教科として存在し、すべての生徒が学習する価値のあるものとして位置づけられるべきであると考え。このような形で小論をまとめたのは、選択教科「音楽」が学校の教育計画に取り入れられ、日々の教育活動として機能しているにもかかわらず、脆弱な存在基盤の上に必修教科との関係を曖昧にしながら存在することに危惧を感ずるためである。この現状は必修・選択両教科にとって不幸であり、音楽科の安易な「選択化」を生ずる原因にもなってきた。ところがこの種の研究はあまりにも少ない。それゆえに両者の間に一応の線を引き、その性格を明確にしたわけである。従ってあくまでも現実に即した対応策であって、筆者の理想とする教科像を描いたわけではない。小論が音楽科の充実発展のための一助として多少なりとも役に立つことができれば幸いである。

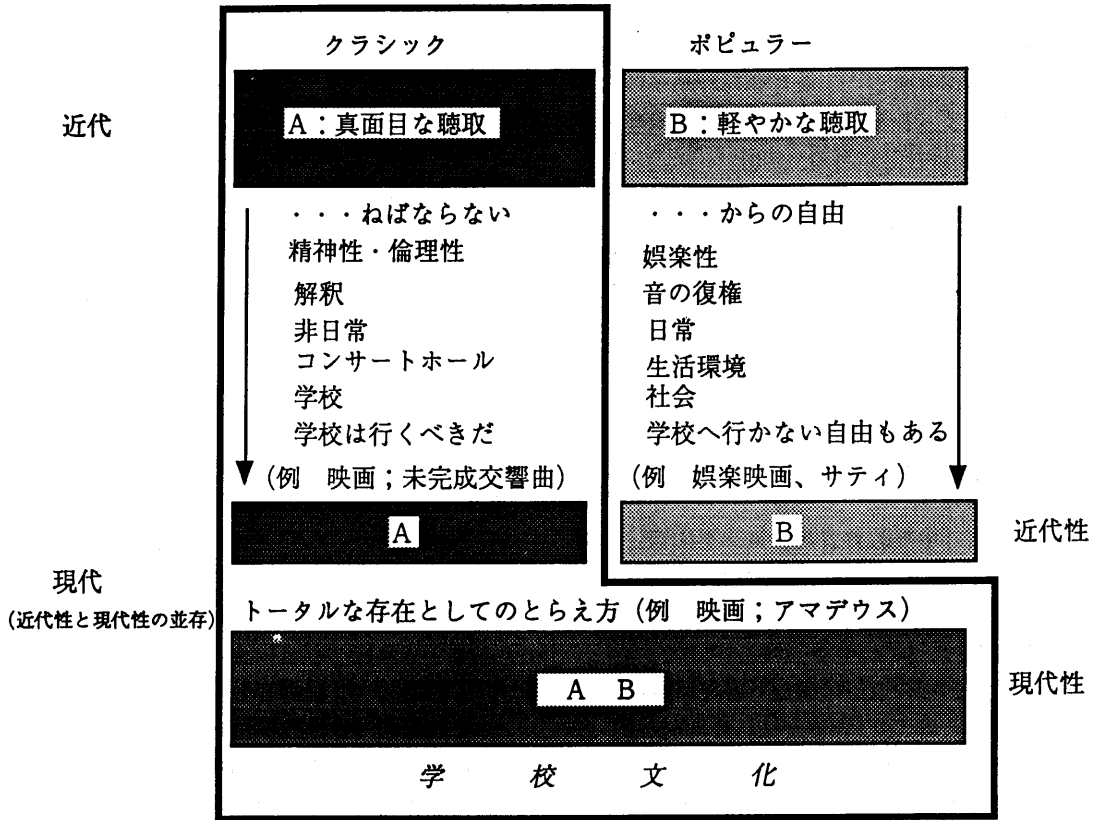
なお、小論は、新潟県五泉市立五泉中学校研究発表会（1994年10月7日）における筆者の講演及び日本音楽教育学会第25回研究発表会

（1994年10月9日）における研究発表をもとに構成したものである。

- 1) 熱海則夫：『89告示中学校学習指導要領 総則の解説と実践』小学館 1989年 p.14
- 2) 同 p.19
- 3) 土田弘志：「中学校音楽科教育における指導内容の研究」上越教育大学修士論文
- 4) 渡辺裕：『聴衆の誕生（ポスト・モダン時代の音楽文化）』春秋社 1992年
- 5) 国安洋：『芸術の終焉』春秋社 1991年
- 6) 前掲書 4) p.22
- 7) 同 p.227
- 8) 同 p.247
- 9) 前掲書 5) p.284
- 10) 同 p.285
- 11) 前掲書 4) p.247
- 12) 新潟県五泉市五泉中学校『平成5・6年度 文部省指定 中学校教育課程研究指定校教育課程一般 選択履修の幅の拡大に関する調査研究協力校 研究紀要』平成6年
- 13) 滋賀大学教育学部附属中学校：『選択履修と総合学習の新しい展開』図書文化社 1991年
- 14) 文部省：『昭和22年学習指導要領 一般編 第三章 教科課程三 新制中学の教科と時間数』1947年 また、年間の授業数は生徒の負担が過重でないと認められるならば、校長の裁量で210時間までの増加が認められている。
- 15) 文部省：『学習指導要領一般編 第三章 教育課程 二(4)』1947年
- 16) 文部省：『学習指導要領（試案）一般編 II 教育課程』1951年
- 17) 徳山正人：「中学校教育課程改訂の基本方針」『中等教育資料VII-5』明治図書1958年 p.25
- 18) 教育課程審議会答申 昭和33年3月20日 『中等教育資料VII巻臨時増刊』1958年明治図書 pp.3~5.

- 19) 前掲書18) p.27
- 20) 木原健太郎・高野尚好：『III 現代カリキュラム論 7 必修と選択』『現代教育学体系第12巻 教科教育ハンドブック』奥田真丈編著 第一法規 1974年 p.119
- 21) 教育課程審議会：「教育課程の基準の改善について（審議のまとめ）」『中等教育資料 No.355』1976年11月号 p.61
- 22) 同 p.62
- 23) 文部省：「中学校選択教科の運営について」『中等教育資料 VII-15』文部省 1958年 pp.23-32.
- 24) 伊波久雄：『昭和52年度 中学校教育課程講座 音楽』ぎょうせい 1977年
- 25) 以下に示した文部省による中学校教育課程編成状況調査から抽出し、グラフ化したものが資料4ア〜ウである。
文部省『中等教育資料』大日本図書 1982年12月号、p.75 1983年11月号、p.71 1984年11月号、p.73 1985年11月号、p.86 1987年2月号、p.84
- 26) 「教育課程の改訂に望む 必修時間削減が意味するもの」『教育音楽 中・高校版』音楽之友社 1987年4月号 p.48
- 27) ・全日本音楽教育研究会中学校部会「平成4年度教育課程資料」[平成5年度教育課程資料]
・東京都中学校音楽教育研究会「平成5年度 教育課程音楽科編成の実態並びに編成の動向に対する調査」
・文部省「平成5年度中学校教育課程編成状況等の調査について」[中等教育資料 No.626]平成5年12月号 pp.108-113.
・梅原利夫(研究代表)「中学校における選択教科制度の運営と実態に関する研究—中学校選択教科 全国アンケート調査の結果と分析—」
- 28) 全日本音楽教育研究会中学校部会：「平成5年度教育課程資料」 p.20
- 29) 文部省：『昭和33年 学習指導要領 音楽第3-5』
- 30) 文部省：『昭和52年学習指導要領 音楽第3-3』
- 31) 文部省：『平成元年学習指導要領 音楽第3-4』
- 32) 教育課程審議会：「教育課程の基準の改善について（審議のまとめ）とその解説」『中等教育資料 No.355』大日本図書 1976年11月号 p.132
- 33) 伊波久雄『昭和52年度 中学校教育課程講座 音楽』ぎょうせい
- 34) 工藤豊太：「選択音楽の内容の例示」塩野勇記編著『中学校学習指導要領の展開音楽科編』明治図書 1989年 pp.161-163.
- 35) 文部省：『中等教育資料 9月号臨時増刊 No.622』大日本図書 1993年
- 36) 東京都中学校音楽教育研究会『平成5年度教育課程「音楽科」編成の実態並びに編成の動向に対する調査』

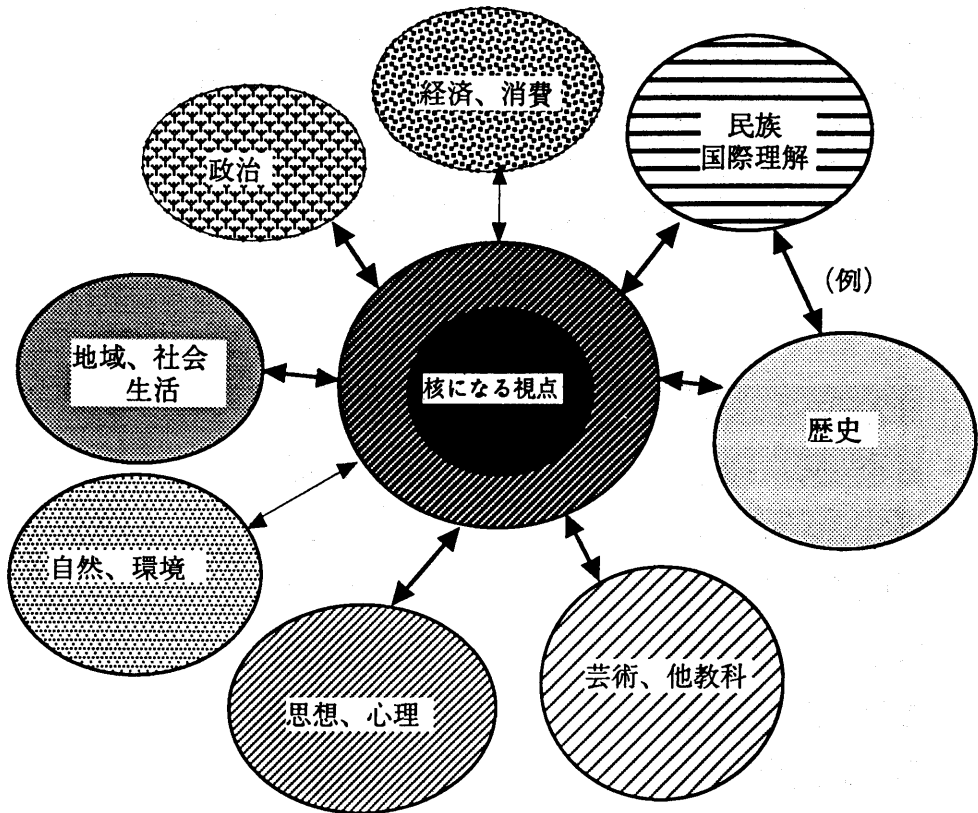
資料1 学校文化における規範の変容



* 参考: 渡辺裕「聴衆の誕生 (ポスト・モダン時代の音楽文化)」(春秋社) 1992年

資料2 選択教科：教育内容選択の支点と範囲

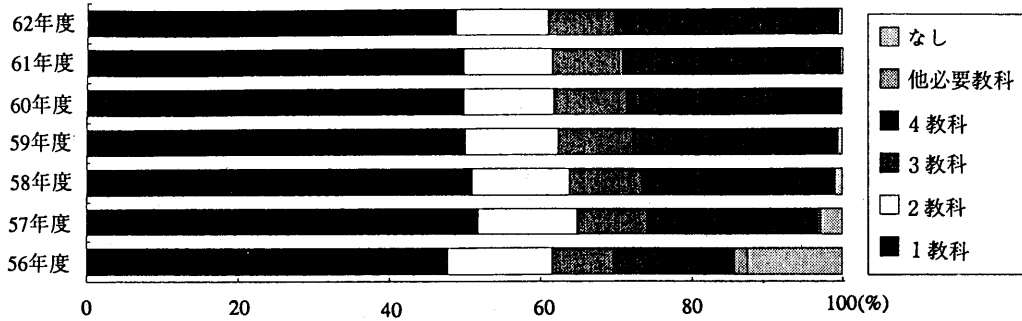
－ 人間の営みに関する事項をトータルに学ぶ －



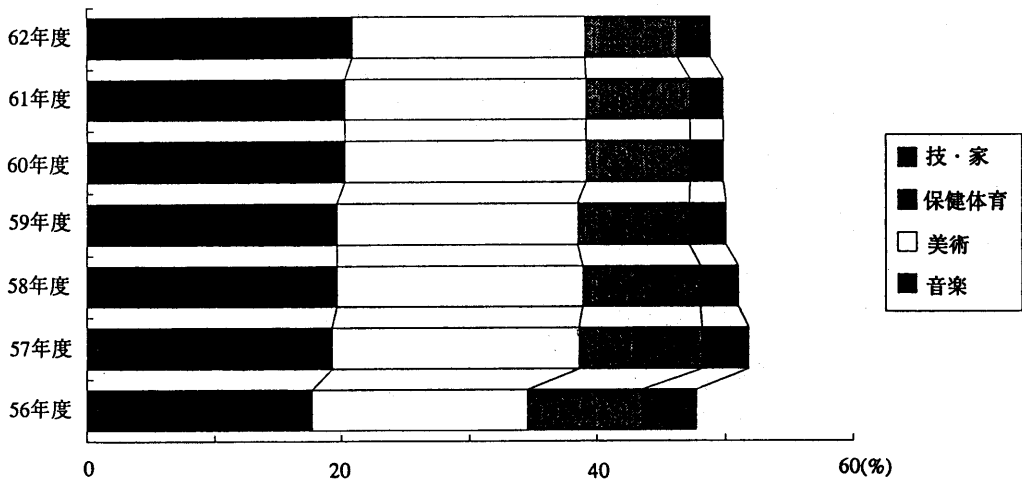
資料3 中学校音楽科における必修教科及び選択教科の授業時数変化

学習指導要領	1 学年	2 学年	3 学年
・昭和22年 必修	70(2)	70(2)	70(2)
・昭和26年 必修	70(2)～105(3)	70(2)～105(3)	70(2)～105(3)
・昭和33年 必修 選択 備考	70(2) 35(1) 外、農、工、商、水、 家、音、美	70(2) 35(1) 外、農、工、商、水、家、音、美	35(1) 35(1) 外、農、工、商、水、家、数、音、 美
・昭和44年 必修 選択 備考	70(2) － －	70(2) － －	35(1) 35(1) 音、美、保体、技家、外国語、他
・平成元年 必修 選択 備考	70(2) － －	35(1)～70(2) 35単位時間の範囲内 音、美、保体、技家、外、他	35(1) 35単位時間の範囲内 国、社、数、理、音、美、保体、技 外、他

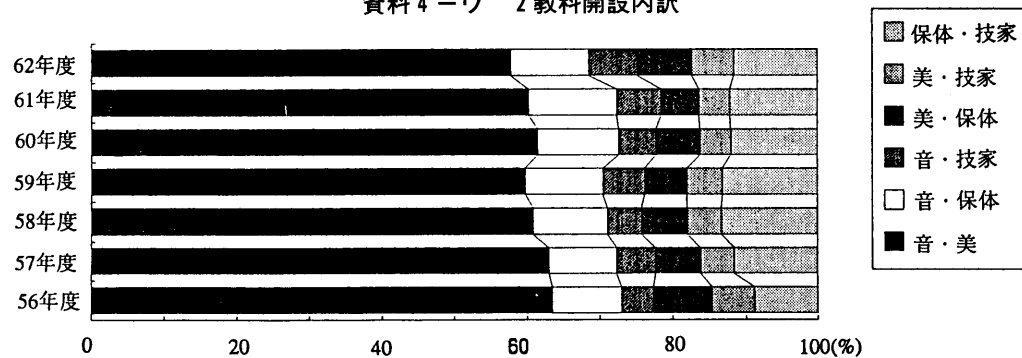
4-ア 選択教科開設の推移



資料4-イ 1教科開設内訳



資料4-ウ 2教科開設内訳



* 以下に示した文部省による中学校教育課程編成状況調査から選択教科の開設状況を抽出し、グラフ化した。対象は全国の公立中学校。

文部省「中等教育資料」大日本図書
 ・1982年12月号、p.75 ・1983年11月号、p.71 ・1984年11月号、p.73
 ・1985年11月号、p.86 ・1987年2月号、p.84

資料5 選択教科音楽の内容例

1 (11)	・鑑賞 ・作曲 (コンピュータ・ソフト利用)
2 (18)	・合唱 ・吹奏楽
3 (34)	・合唱 ・器楽
4 (62)	・合唱 ・合奏
5 (99)	・合唱 ・オリジナルオルゴールを作ろう
6 (104)	・器楽合奏 ・鑑賞曲研究
7 (114)	・歌唱 ・器楽合奏 (リコーダー) ・器楽演奏 (ギター) ・鑑賞
8 (118)	・器楽演奏 (ギター)
9 (129)	・器楽合奏 ・音楽鑑賞 ・編曲 ・作曲
10 (154)	・合唱 ・器楽合奏
11 (159)	・合唱 ・合奏 (リコーダーとギター) ・器楽 (ギター)
12 (168)	・器楽アンサンブル
13 (173)	・合唱 ・器楽演奏 (リコーダー) ・音楽鑑賞
14 (200)	・合唱 ・器楽
15 (208)	・合唱 ・器楽合奏
16 (212)	・合唱 (重唱) ・アンサンブル ・コンサート
17 (224)	・合唱 ・器楽合奏 ・リコーダーアンサンブル ・ギター ・琴
18 (230)	・器楽演奏 (クラシックギターを中心に器楽合奏)
19 (233)	・リコーダーアンサンブル
20 (241)	・和太鼓
21 (244)	・合唱 ・器楽合奏
22 (249)	・ライブラリーをつくろう
23 (259)	・歌唱 (ミュージカルを見てその中の歌を歌う)
24 (272)	・合唱 ・重唱

(文部省『中等教育資料 9月号臨時増刊 No622』平成5年 括弧内は掲載ページ)

*平成3・4年度、文部省教育課程研究指定校37校、選択履修の幅の拡大に関する調査研究校21校のうち、選択教科音楽の内容について記述のあった24校を抽出して記述した。平成4年度の実践だが、平成5年度の計画のあるものはそちらを優先した。

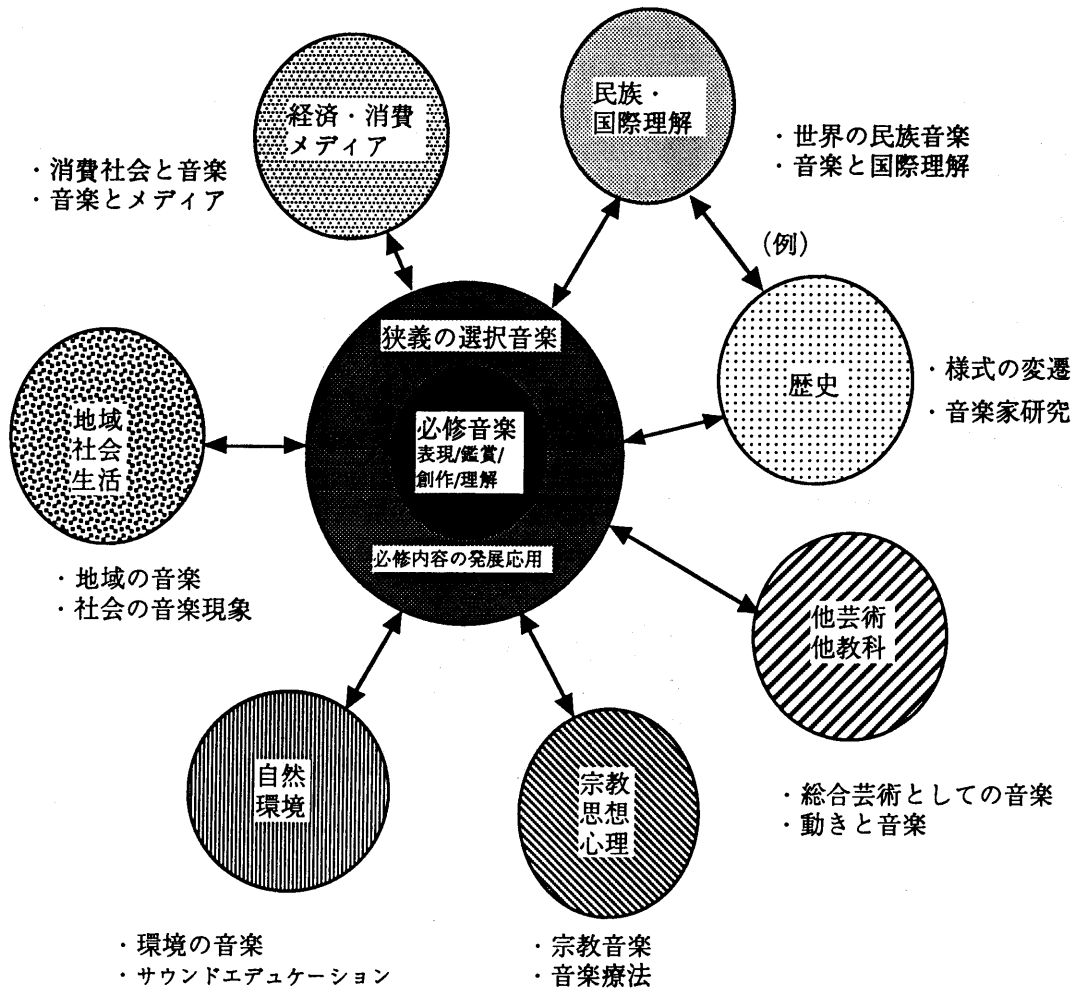
資料6 第3学年における選択音楽の履修内容

(1) 表現能力を高める学習として	
ア. 合唱活動を中心に進める	…319校 (75%)
イ. 器楽活動を中心に進める	…133校 (31%)
ウ. アンサンブル活動を中心に進める	…105校 (25%)
エ. 創作活動を中心に進める	…21校 (5%)
オ. その他	…32校 (8%)
(2) 鑑賞の能力を高める学習として	
ア. 作曲家を中心として鑑賞活動を進める	…54校 (13%)
イ. 時代、音楽史を中心とした鑑賞活動を進める	…55校 (13%)
ウ. 演奏家を中心とした鑑賞活動を進める	…26校 (6%)
オ. その他	…105校 (25%)
(3) 総合的な学習として	
ア. オペレッタを演奏する	…6校 (1.0%)
イ. ミュージカルを演奏する	…11校 (2.6%)
ウ. 簡単なオペレッタを作ってみる	…3校 (0.7%)
エ. 簡単なミュージカルを作ってみる	…3校 (0.7%)
オ. その他	…143校 (34%)
(4) 課題学習として	
ア. グループによる調査・研究をする	…26校 (6%)
イ. 個人による調査・研究をする	…22校 (5%)
ウ. グループによる演奏発表をする	…122校 (29%)
エ. 個人による小演奏発表をする	…38校 (9%)
オ. 表現や鑑賞の統合学習をする	…32校 (8%)
カ. その他	…94校 (22%)
(5) 創造的な表現活動として	
ア. 内面的なイメージや感情を音や身体で表現する	…45校 (11%)
イ. 作品の記録を工夫する	…14校 (3%)
ウ. その他	…121校 (28%)

*東京都中学校音楽研究会『平成5年度 教育課程「音楽科」編成の実態並びに編成の動向に関する調査』p.8

これは東京都中学校音楽教育研究会が、平成5年度の教育課程「音楽科」の実態を調査したものである。調査対象は東京都公立中学校665校 回答546校 回答率82% 資料6はこのうち第3学年で選択履修に音楽を開設している426校の調査結果である。(複数回答)

資料7 選択教科〈音楽〉：内容設定の範囲と視点



資料8 選択教科〈音楽〉：学習活動のタイプ

